

DV対策推進事業の詳細と過去5カ年の相談件数

総務部 人権男女共同参画課

1 DV対策推進事業概要

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、被害者の性別に関わらず配偶者(事実婚を含む)やパートナーからの暴力被害の相談について、女性相談員が電話相談、来所面談を行っている。また、安全確保が必要な場合での一時保護所への移送や移送後のケースワーク、同行支援も実施している。その他、関係機関へ来所相談証明書・意見書の発行も行っている。なお、緊急性の高い事案もあることから、相談者、女性相談員の安全を守るため、所管課や相談室の場所を非公開としている。

DV相談以外にも、ジェンダーに基づいた女性を取り巻く様々な問題を抱える女性からの相談対応や、市内中学校や県立高等学校の生徒を対象としたデートDV予防教室の実施、関係機関で構成するDV対策推進連絡会議での意見交換や情報交換などを実施している。

2 過去5カ年の相談件数

令和4年度のDVを主訴とする相談(電話、来所、その他)は、386件(内訳:電話180件、来所195件、通報11件)(一時保護3件)となっている。相談者が抱える問題は多様化、複雑化しており、全庁横断的に関係機関と連携して取り組んでいる。

